(一)　臺灣新日報　昭和十六年六月四日(日曜日)　(日曜日)　第二種郵便物認可　昭和十六年六月四日　第一種郵便物認可

臺灣新日報

日曜　五月　四

作溝口江人行發兼印刷

地市二川目丁町京印北豪社發行所日日新臺灣所行發

官民審議機關設置
先つ物價政策檢討
小倉國務相の第一着手

【ワシントン四日發同盟】ルーズベルト大統領は四日の記者との會見で現有武器弾藥其他の緊急注文を發表すると同時に次の如き聲明を發表した

一、今回の大統領小倉國務兩相會談は兩相の間に於ける相互の理解を深めるとともに兩國間の關係を一層緊密ならしめるものである

二、兩國は共同して極東の平和を確保するの決意を有するものである

三、日本に於ける大きい二つの政治團體に於いて最近發表された聲明は日本國民の大多數が日本の南方に於ける經濟的發展を支持するものであることを示すものである

四、日本の南方に於ける經濟的發展は日本國民の生活に必要な物資を獲得するに在ることは明瞭である

五、日本國民の生活に必要な物資は日本國民に對し平和的通商の下に於いて與へられるべきものである

六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

四十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

四十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

四十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

四十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

四十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

四十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

四十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

四十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

四十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

四十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

五十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

五十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

五十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

五十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

五十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

五十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

五十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

五十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

五十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

五十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

六十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

六十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

六十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

六十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

六十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

六十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

六十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

六十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

六十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

六十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

七十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

七十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

七十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

七十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

七十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

七十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

七十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

七十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

七十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

七十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

八十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

八十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

八十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

八十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

八十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

八十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

八十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

八十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

八十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

八十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

九十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

九十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

九十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

九十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

九十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

九十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

九十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

九十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

九十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

九十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百二十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百二十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百二十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百二十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百二十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百二十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百二十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百二十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百二十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百二十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百三十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百三十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百三十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百三十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百三十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百三十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百三十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百三十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百三十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百三十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百四十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百四十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百四十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百四十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百四十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百四十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百四十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百四十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百四十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百四十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百五十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百五十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百五十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百五十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百五十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百五十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百五十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百五十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百五十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百五十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百六十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百六十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百六十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百六十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百六十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百六十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百六十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百六十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百六十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百六十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百七十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百七十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百七十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百七十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百七十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百七十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百七十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百七十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百七十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百七十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百八十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百八十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百八十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百八十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百八十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百八十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百八十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百八十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百八十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百八十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百九十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百九十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百九十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百九十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百九十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百九十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百九十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百九十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百九十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

百九十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百二十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百二十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百二十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百二十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百二十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百二十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百二十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百二十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百二十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百二十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百三十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百三十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百三十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百三十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百三十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百三十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百三十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百三十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百三十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百三十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百四十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百四十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百四十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百四十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百四十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百四十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百四十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百四十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百四十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百四十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百五十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百五十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百五十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百五十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百五十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百五十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百五十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百五十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百五十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百五十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百六十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百六十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百六十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百六十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百六十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百六十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百六十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百六十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百六十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百六十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百七十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百七十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百七十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百七十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百七十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百七十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百七十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百七十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百七十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百七十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百八十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百八十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百八十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百八十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百八十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百八十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百八十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百八十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百八十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百八十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百九十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百九十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百九十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百九十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百九十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百九十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百九十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百九十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百九十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

二百九十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百二十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百二十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百二十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百二十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百二十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百二十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百二十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百二十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百二十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百二十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百三十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百三十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百三十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百三十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百三十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百三十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百三十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百三十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百三十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百三十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百四十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百四十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百四十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百四十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百四十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百四十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百四十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百四十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百四十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百四十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百五十、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百五十一、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百五十二、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百五十三、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百五十四、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百五十五、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百五十六、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百五十七、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百五十八、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものではない

三百五十九、日本國民の生活に必要な物資を日本國民に與へることは日本國民の生活を脅威するものでは

防衛の完璧を期し
臺北市に防衛課を新設
總務、農林、市場觀光三課も新設

臺北市では時局下防衛施設の飛躍的擴充強化に伴ひ從來の防衛課の一つの課であつた防衛課を獨立せしめ新に防衛課、總務課、農林課、市場觀光課の三課を新設する外、防衛課の分掌事務を擴大整備する等大幅の機構改革を斷行することとなり、その實施に際し市政中樞のところ、この際防衛の強化があつたので目下臺北市當局としては同市の防衛を全うするに萬全の策を講ずべく研究中であるが市制第一條第一項に規定する新興都市、即ち昭和十五年國勢調査の結果人口十萬以上に達した都市として同市は内地では名古屋、京都、大阪、横濱、神戸、東京に次ぐ第七番目の都市であり、また南方發展の基地として重要な地位にあるので、これに應じ防衛、總務、農林、市場觀光の四課制を採用することとなつたもの。

海への愛着を擲ち 最善の努力を傾注
新商相豐田海軍大將談

【東京發同盟】豐田新商相は四日午後官邸で初めて知つた今回の栄職について自分としてはその任にあらずとの感を深くするが、しかし與へられた職責は最善の努力を傾注して盡したいと思ふ、自分は海軍生活三十餘年殆んど海にのみ生活して來たので海への愛着は非常なものがあるが、今回の命令は海軍大臣の時と同じく全く豫期しなかつたことであるが、しかし與へられた職責は最善の努力を傾注して盡したいと思ふ、自分は海軍生活三十餘年殆んど海にのみ生活して來たので海への愛着は非常なものがあるが、今回の命令は海軍大臣の時と同じく全く豫期しなかつたことであるが、

全力を盡す以外に 何も考へてゐない
鈴木新企畫院總裁は語る

【東京發同盟】鈴木新企畫院總裁は四日夜の理研同人會招待會で記者團と會見左の如く語つた、

その上 で自分の總裁に基いて部内でやつて行くつもりだ、物價統制の強化、國民生活安定と重大な職務を持つので安心をさせ、皆手を 擧り合つて國の重要政策の實行に當り、萬全を期したい、

皇民奉公會に贊成
北島拓務次官奉公會を語る

【臺北發】北島拓務次官は四日午後招待會に於て北島拓務次官は臺北に於ける皇民奉公會の實現に關する諸問題に就き左の如く語つた、

和知參謀長
竹東油田を視察

【新竹特電】和知陸軍參謀長は去る四日午前八時二十二分新竹驛發列車にて竹東に向ひ、同驛に於て出迎へた竹東郡守、飛鳥に宮木知事代理、竹東警察署長の案内で竹東に

井上軍報道部長
五日朝南部から歸北

【臺北發】臺北軍司令部報道部長井上一雄少將は五日午前八時八分發の急行列車にて歸北する、

照宮樣御歸京
御見學の御旅行より

【東京發同盟】朝香宮鳩彦王殿下には御旅行を終へさせられ三月二十七日午前八時四十五分京都發特別車にて御歸京、御供の御妃子殿下、御令息孚氏王殿下、御令孃惠子女王殿下、御令孃内親王孚子内親王殿下、侍従武官、侍医、女官等御同車、

馬事大會出場の五月號
昨日のうちに決定された、宮殿は出場に決定の
當事大會第二日大障碍飛越に出場の騎れの武者振
武者振者

建國の基礎全し
新中國建國軍の現況

一、建國軍の目的

昨年汪精衛氏が中央政治會議第六屆第五次會議に於て提案した「和平反共建國の基本原則」は、その後中華民國國民政府に於て慎重審議の結果、本年一月一日を以て公布せられ、茲に新中國建國の基本原則は確立するに至つた、

建國の基礎全し
新中國建國軍の現況

一、建國軍の目的

昨年汪精衛氏が中央政治會議第六屆第五次會議に於て提案した「和平反共建國の基本原則」は、その後中華民國國民政府に於て慎重審議の結果、本年一月一日を以て公布せられ、茲に新中國建國の基本原則は確立するに至つた、

天長の佳辰を 入團日とす
青少年團の全國行事

【東京發同盟】大日本青少年團では佳辰の四月二十九日天長の佳辰を入團日となし全國一齊に盛大な入團式を擧行する事になつたが今後は毎年四月二十九日天長の佳辰を入團日となし全國一齊に盛大な入團式を擧行する事になつた

中嶋財務局長歸着
けふ入港の高砂丸で

【臺北發】臺灣總督府財務局長中嶋久萬吉は五日午後時半基隆埠頭に着いた主なる顧客は

誓ひも固く
國婦臺北州西部支部總會

國婦臺北州西部支部總會は五日午前十時から北投公會堂で開催、七團、支部、會員多數參集、午前十時から北投公會堂で開催、七團、支部、會員多數參集、午前十

難かしいお天氣
一足飛の夏も今夜から崩れる

寒暖さわがしいお天氣の續きようだが、今夜から明日にかけて全島的に雨となり、氣温は一時に下降する模様だ、

近づく花まつり
八日島都に多彩な行事

明治會の 四月六日午前九時敬神行事 時より臺灣神社參拝、明治會總會開催をはじめその際左記諸氏を推薦して評議員を選擧するが多數の參加を希望すると

歸臺した大谷參議
翼贊會改組に就て語る

【基隆發】他の顧問は高雄だと

肉豚を奬勵
花蓮港廳が大々的に

【花蓮港發】花蓮港廳では養豚

天長の佳辰を 入團日とす
青少年團の全國行事

【東京發同盟】大日本青少年團では佳辰の四月二十九日天長の佳辰を入團日となし全國一齊に盛大な入團式を擧行する事になつたが今後は毎年四月二十九日天長の佳辰を入團日となし全國一齊に盛大な入團式を擧行する事になつた

中嶋財務局長歸着
けふ入港の高砂丸で

【臺北發】臺灣總督府財務局長中嶋久萬吉は五日午後時半基隆埠頭に着いた主なる顧客は

誓ひも固く
國婦臺北州西部支部總會

國婦臺北州西部支部總會は五日午前十時から北投公會堂で開催、七團、支部、會員多數參集、午前十時から北投公會堂で開催、七團、支部、會員多數參集、午前十

難かしいお天氣
一足飛の夏も今夜から崩れる

寒暖さわがしいお天氣の續きようだが、今夜から明日にかけて全島的に雨となり、氣温は一時に下降する模様だ、

近づく花まつり
八日島都に多彩な行事

明治會の 四月六日午前九時敬神行事 時より臺灣神社參拝、明治會總會開催をはじめその際左記諸氏を推薦して評議員を選擧するが多數の參加を希望すると

歸臺した大谷參議
翼贊會改組に就て語る

【基隆發】他の顧問は高雄だと

肉豚を奬勵
花蓮港廳が大々的に

【花蓮港發】花蓮港廳では養豚

行啓記念日に
社會敎化座談會を開催

【新竹電話】新竹州では來る十六日は皇太子殿下御誕生日に當り、

三國同盟貫遂大會
臺北市民の熱狂的歡迎裡に

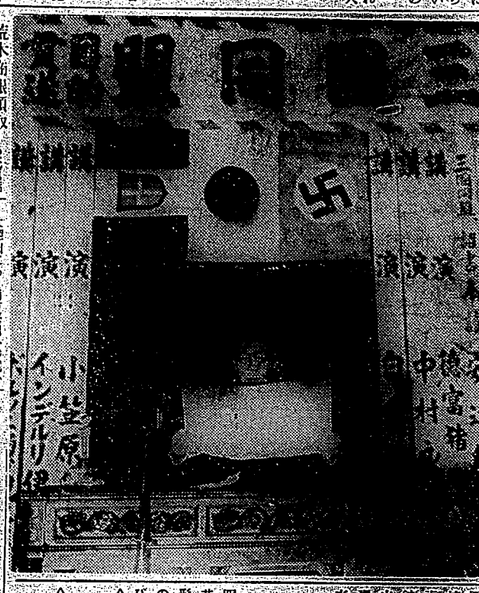

米配給所を新設
配給區域も一部を變更

海上警報

新竹州庁長の異動

皇民奉公會に贊成
北島拓務次官奉公會を語る

行啓記念日に
社會敎化座談會を開催

近づく花まつり
八日島都に多彩な行事

歸臺した大谷參議
翼贊會改組に就て語る

肉豚を奬勵
花蓮港廳が大々的に

難かしいお天氣
一足飛の夏も今夜から崩れる

三國同盟貫遂大會
臺北市民の熱狂的歡迎裡に

米配給所を新設
配給區域も一部を變更

海上警報

新竹州庁長の異動

マコア
短波受信機
病難・病難
短期治療
文献贈呈
東京超短波研究所
東京マコア
七四二五・四二六一番

送風機排風機及各種耐酸用排風機
設計製作專門
株式會社 大阪送風機製作所
大阪市西成区津守町四二三　電話櫻川三六二五・三七〇一番

BUTTONS
ヨタボ
各種ボタン
大滝釦営業所

ルーロ
粉白粉

キシャゴッコ
グリコヤテ
ミシナ
オリタ

盜汗制止速効
肝の悪い人に
強精強壯
ンゲリク

山本市太郎葬儀の際は御會葬相頂き有難く御禮申上候
山本フクノ

再販賣・世界型髪型紙板
ランラン油香港

好作家野村
北京娘
次郎長もの
懐の鉄吉

ライカマン
新発明の万年筆

月やく
愛知縣豐橋市公會堂前
中尾本家

BLACK CAT
大阪市東區北濱四丁目
株式會社 大谷兼商店

盛り上る二重底

南方文藝の確立へ

臺灣文藝家協會の動き

さきに設立された臺灣文藝家協會では、この程全島の文藝家の動きを見、情勢の推移を見んとして、第一回大會を開くことゝなつたが、その會にあたり會員各位は文學報國の使命に關心することに於つて、もとより私は新たな發言ではないが、臺灣の私たちが文學を通じて日本の文學報國の使命を果すことゝあつたつて、文藝報國の使命は、私は臺灣の文藝家にとつて最も重大な問題であると思ふ。

文藝報國の使命

文藝家協會の會員は、現在以上に增加することに於つても

暁の山

武田泰淳　林一郎　画　137

（四）

志佐誠

家庭園芸栽培暦

梶氏反撃の態勢

人口増加策に珍答

本国に還る

共闘隊隊旗

日本ニュース

商況

今日の催し

今日の放送

囲碁

将棋

株式

外国為替

古本市

映画

演劇

美術

音楽

放送

天気図

人の動き

訃

案内

求人

求職

不動産

貸家

貸間

売家

売地

借家

借間

事業

教室

医師

金融

講習会

学校

出版

印刷

広告

官公庁

会社

官報

公告

公売

訴訟

登記

入札

競売

特許

商標

意匠

著作権

種苗

肥料

農機具

飼料

家畜

蚕糸

林業

水産

鉱業

工業

建築

土木

運輸

倉庫

保険

電気

ガス

水道

不動産

貸家

貸間

売家

売地

借家

借間

事業

教室

医師

金融

講習会

学校

出版

印刷

広告

官公庁

会社

官報

公告

公売

訴訟

登記

入札

競売

特許

商標

意匠

著作権

種苗

肥料

農機具

飼料

家畜

蚕糸

林業

水産

鉱業

工業

建築

土木

運輸

倉庫

保険

電気

ガス

水道

ライオン歯磨
ライオン歯磨
ライオン歯磨

東京新聞

日本夕刊共用八頁

作演口江入行発編輯

地番二卅目丁四町栄市北区名古屋

社號新日東業所行發

（昭和十八年四月六日）（日曜日）　東京新聞　第一万四千七百五十二號　（一）

畏くも上聞に達せらる

殊勲の海軍航空隊
輝く感状授與さる

【東京發同盟】昨年十一月より本年一月に至る間川の東部成都西方地区に於ける敵飛行場、陣地爆撃、敵機撃墜並に敵船舶撃沈等に関し、海軍航空隊に対し感状授與さるることとなり、二十一日附を以て左の如く大本營海軍報道部公表

大本營海軍報道部公表

感　狀

横須賀海軍航空隊

右隊ハ昭和十七年十一月ヨリ同十八年一月ニ至ル間支那奥地ニ於ケル敵飛行場、陣地爆撃、敵船舶撃沈等ニ関シ克ク其ノ任務ヲ遂行シ特ニ昭和十七年十二月二十一日成都西方地区ニ於ケル敵飛行場ニ対シ敢行セル爆撃ニ於テハ敵戦闘機ノ邀撃ヲ排シ克ク其ノ目的ヲ達成シ敵ニ多大ノ損害ヲ與ヘタリ

昭和十七年十二月二十一日

海軍大臣　嶋田繁太郎

感　狀

横須賀海軍航空隊

右隊ハ

開却された本島大衆娯楽

島民向きの映畫に新工夫を

一

昭和四年大都市縣民との間に格差をつけるために一般農村縣民に比べて一段と高い物質的生活水準を保障されていた大都市縣民の生活は、その後の大東亞戰爭の進展に伴つて一般農村縣民の生活水準に近づくように引き下げられ、大都市縣民の生活は一般農村縣民の生活水準に比べて一段と低い物質的生活水準を甘受しなければならなくなつた。

昭和十七年四月の翼贊選舉は、大都市縣民の生活水準が一般農村縣民の生活水準に近づくように引き下げられた最初の選舉であつた。

大都市縣民の生活水準が一般農村縣民の生活水準に近づくように引き下げられるということは、大都市縣民の生活水準が一般農村縣民の生活水準に比べて一段と低い物質的生活水準を甘受しなければならなくなるということである

甲功章五十七頭

將兵と共に全支の戰線を馳驅
殊勳馬の"功"を表彰

小林二長等の二行は佛印國境の緊張化に多大の成果を擧げて「國境」したが二行の帶中の軍馬ルーテン殿號は特に殊勳甲に該當し日本に

海のつはものから
感激の歌詞と手紙
臺北市の海軍歡迎餘談

殊勳馬六頭の戰歷

光榮の高山氏
馬事功勞者として表彰さる

臺中方面を視察
巡視中の和知參謀長

皇后陛下の御仁慈
白衣の勇士に種子球根を賜ふ

新聞の自治的團體
新聞報國の使命達成へ

基隆と臺北兩市に
軍人會館設立の聲
旅館難時代に溫い施設

賀茂丸の就航で
益々緊密の關係
基隆市長から鹿兒島市長に挨拶

南署に感激譜
善行の主は森部長さん

商相の事務引繼ぎ
碎けた新商相の挨拶

新任鈴木企畫院總裁
靖國の社頭に額づく

能高越道路
五月頃から着工

臺灣保健協會誕生
近く第一步の活動に乘出す

熱技展開
柔道選士權大會

臺北市末廣町一ノ一
土地建物ノ御用
旭屋
商事部
電話二〇八八番　振替臺北九一八〇番
東亞企業株式會社
商品券債券賣買　火災保險　生命保險

勿體ない 眠る農耕山地 臺中州で開墾計畫

水揚一千萬圓突破 高雄魚市新記錄樹立

【高雄電話】高雄魚市場における十五年度の水揚高は二千百五十二萬四千三百七十七圓、この金額は十四年度より五百八十五萬餘圓の激増で従来の最高記録であつた十五年の二千一萬餘圓を突破した

在鄉警察團 苗栗郡で結成

苗栗郡における治安確保の在鄉警察團は、林業課長に

愛馬大行進 七日高雄市中を練る

【高雄電話】七日當地の日曜市では馬事奉公會員その他による愛馬觀念の普及馬匹愛護思想を高揚する外、愛馬週間の

多産の家庭を表彰 高雄州下で十家族位

【高雄電話】生めよ殖せよの國策に協力する意味を以て高雄州では多産の家庭を表彰することとなり、

二庄に助役新任

【鹽水電話】臺北州蕃薯寮庄役場助役

運河で素人釣競技 十三日臺南水産會で

【臺南電話】臺南州水産會では十三日の水產デーに際し第一釣競技會を施行するが、當日は臺南市および州内の釣道場

白萬高雄建設を語る 市で月例打合會常置

【高雄電話】高雄市建設を目指して市當局の肝煎り、助役、各課長、總務部長等に於て市政の打合會を開くことゝなつたが、

統制令座談會

【臺南電話】本年二月一日より施行の臺灣總督府令第一號による臺灣重要物産統制令により臺灣の農業

昂る獻金熱

【臺南電話】第二回獻金額三百一萬圓を目指して臺南州下に於ては二月一日より開始の國防獻金は二月末日を以て締切つたが、

大杜子建設 漸く成案地域は四倍

【臺南電話】五十年後の一大衛星都市として臺南市の西北方、鹽水港に通ずる大運河に面する杜子口一帶の地域を

畑地千餘甲が美田化 屏潮水利組で新計畫

【屏東電話】屏東平野の中央部を南北に貫流する屏潮水利組合では從來屏東市附近

新興産業トマト【上】 天惠の臺南州に勃興

【臺南電話】最近臺南州下に於ては從來の米作一點張りの農業を改めて、トマト、玉葱、馬鈴薯、

花嫁學校で國策料理 主婦百餘名が研究會

【臺南電話】臺南州當局の肝煎りで國民精神總動員の一環として國民生活の合理化を圖る爲め、

奉公班が教化の中心 朴子街で新體制確立

【朴子電話】嘉義州朴子街の部落奉公班は、從來の町内會、部落會、青年團等の組織を一元化して新體制の下に

玉里に市場 新築落成式擧行

【玉里電話】五十年後の二大衛星都市として著々發展しつゝある玉里街では從來

祝宴を廢し獻金 富岡部落の美擧

【屏東電話】屏東州内埔庄富岡部落では從來

老春 (43)

川口松太郎作 伊勢良夫畫

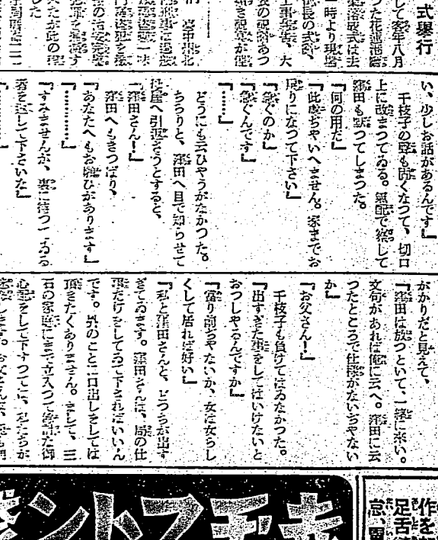

赤玉フトン王

御家庭 災需品

旅行に 結婚に 保存に 大陸進出に

クッス 特長化 文

腦

腦神經衰弱
てんかんヒキツケ
腦病神經の症狀
腦病神經の症狀
腦病神經の症狀